

## 募金等を集める際の注意事項について

自治会におかれましては、毎年特段の御配慮をいただき、皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも募金活動に御理解、御協力をお願い申し上げます。

各種募金等については、毎年自治会を通して市民の皆様に募金等の御協力をお願いしており、募金額の多くは自治会を通じたの寄附となっております。

各種募金等につきましては、あくまで個人の意思による任意の寄附であり、募金等をされる方の善意、集金をされる方のご協力のもとに成り立っていることから、募金等を集める際の注意事項についてご説明いたします。

募金等は、あくまでも任意のものであって、強制できるものではありません。

募金などへの寄附行為は、個人の自由意思で行うものです。募金等の趣旨に賛同しない方は募金等を断ることもできます。

また、募金等を集める方も個人の意思を尊重して、断られた方からは集金しないようお願いいたします。

なお、各種募金等の内容につきましては、裏面「各種募金等の概要について」の窓口(担当)へお問い合わせください。

### ——参考裁判例——

自治会が募金を自治会費に上乗せして自治会費として徴収することを自治会総会で決議した場合であっても、一括徴収しようとしたことは強制徴収に当たるとして、公序良俗に反し、違法であるとした判決が最高裁で確定しておりますが、これは自治会費から募金を寄附すること自体を違法としたものではなく、募金に反対する会員の意思を無視して強制したことが違法だとした裁判例もございます。(別紙参照)

### 各種募金等の概要について

様々な種類の募金がある中で、内容や趣旨がわからないとの意見が多かったことから、代表的なものをまとめましたので、説明時の参考としてください。

種類	使用目的(活動内容)	窓口(担当)
社会福祉協議会会費	高齢者支援や障がい者支援等の各種福祉サービスや相談活動、ボランティアの支援など、地域の特性に応じた活動のために使用されています。	社会福祉協議会 04-7124-3939(代)
赤い羽根共同募金	地区社会福祉協議会活動の支援、福祉団体の育成、福祉車両や車いすの貸出、ボランティアセンターの運営、成年後見支援センターの運営等、地域福祉の推進のために使用されています。	社会福祉協議会 04-7124-3939(代)
歳末たすけあい募金	支援を必要とする世帯への歳末見舞金、特別養護老人ホーム入所者への訪問理美容サービス事業、70歳以上の一人暮らしで要介護1以上の方へのエアコンクリーニングサービス事業に使用されています。	社会福祉協議会 04-7124-3939(代)
日本赤十字社活動資金	災害時の医療救護活動や被災者への救援物資の配布、献血時の記念品、救急法の普及、赤十字ボランティアの育成など、幅広い活動のために使用されています。また、火災や風水害などで住宅の損壊に遭われた場合、見舞品や見舞金を支給しています。	生活支援課 04-7199-2573(直)
あおいそら運動会費	市内に11ある支部ごとに、自然体験や世代間交流を目的としたイベントの実施、防犯パトロールへの協力やあいさつ運動の推進など、子どもたちが安心して生活、成長できる環境づくりのための活動をしています。	あおいそら運動推進 委員会事務局 (興風会館内) 04-7122-2191(代)
交通安全協会 各支部協力金	市内の保育園や幼稚園児をはじめ、小中学生に対する交通安全指導を実施しています。また、自治体や各種団体より要請を受けて、安全指導等も行っています。	交通安全協会 各支部。 各支部の連絡先は、 野田市交通安全協会 04-7123-2000(直)で 確認できます。
消防後援会費	消防団員は、別の職業などに従事しつつ、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から駆けつけて消火活動や救助活動などを行います。また、平常時には、火災予防の啓発等を行っています。なお、消防後援会費は、消防団に対する感謝と慰労に対するものです。	各消防団。 各消防団の連絡先は、 消防本部総務課 04-7124-0128(直)で 確認できます。

## 【裁判例】 自治会費名目による募金の徴収について

## 【概要】

自治会費に募金を上乗せして徴収するとした総会決議は違法として、所属する自治会を相手に、決議の無効確認などを求めた訴訟

## 【裁判に至った経緯】

他市の自治会で、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金などを班長・組長らが各世帯を訪問して任意で集めていたが、約940世帯ある上に高齢者も多く、各家を1軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどでより負担が重くなったため、班長になるのを避けようと休会する人もいた。

そこで、集金にあたる班長・組長の負担を解消しようと2006年3月の定期総会で、年会費6,000円の自治会費に募金や寄付金など2,000円分を上乗せ(増額)して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。

その決議では、増額分の会費は全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び共同募金会への募金や寄付金に充てるとしていた。

これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として、住民男性5人は自治会を相手に決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。

## 【裁判の結果】

高等裁判所 平成19年8月24日判決言渡

増額会費名目の募金及び寄付金の徴収は、募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人の会員の思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである。